

労働組合と政治活動について

日々のお仕事お疲れ様です。新型コロナウイルス感染症の影響により、日々店頭で苦勞される業務に取り組みながら、組合員と従業員の皆様への敬意を表するとともに心より感謝を申し上げます。

MC&C労連では、組合員の皆様に対し、第26回参議院議員選挙において、公民権行使をお願いしました。

政治活動を進めるにあたり、労働執行部の皆様から「投票に行ってもらうことをお願いするのが難しい」という言葉もありましたので、改めてなぜ労働組合が政治活動を行うのか振り返ってみたいと思います。



MC&C労連会長 砂川 佳信

なぜ労働組合が政治活動を行うのか？
働く者や生活者が優先される社会の実現

- ### 労働組合の活動の3つの柱
- 1 労使交渉で労働条件、職場環境を改善する活動。
 - 2 相互補助。共済や福祉制度を活用し、組合員が助け合うことで生活を改善する活動。
 - 3 税金や年金・社会保険、労働条件に係る国や自治体の法律・制度を改定することで生活を改善する活動。

※3については、労使の交渉だけでは、改善することができません。労働条件が様々な課題を政策・制度要求として立案し、政治の場に働きかけ解決していかねばなりません。

政治活動により、働く者や生活者の生活を改善するための活動です。政治活動は、労働組合が政治活動に取り組み、労働条件の改善や労働環境の向上、税金や年金・社会保険の改定などを通じて、働く者の生活を改善し、働く者や生活者が優先される社会の実現を目指します。

労働組合が政治活動に取り組み、労働条件の改善や労働環境の向上、税金や年金・社会保険の改定などを通じて、働く者の生活を改善し、働く者や生活者が優先される社会の実現を目指します。

マツキヨココカラ&カンパニー 労連ニュース

マツキヨココカラ&カンパニー労働組合連合会

【発行人】 砂川 佳信
 【編集人】 遠藤 実
 【作成者】 遠藤 実
 【TEL】 047-345-9180
 【FAX】 047-345-9181
 【E-mail】 mkunion@cocoa.ocn.ne.jp

Vol.58

生活者優先の政治体制の実現のために政治活動に取り組みます

政治活動により、働く者や生活者の生活を改善するための活動です。政治活動は、労働組合が政治活動に取り組み、労働条件の改善や労働環境の向上、税金や年金・社会保険の改定などを通じて、働く者の生活を改善し、働く者や生活者が優先される社会の実現を目指します。

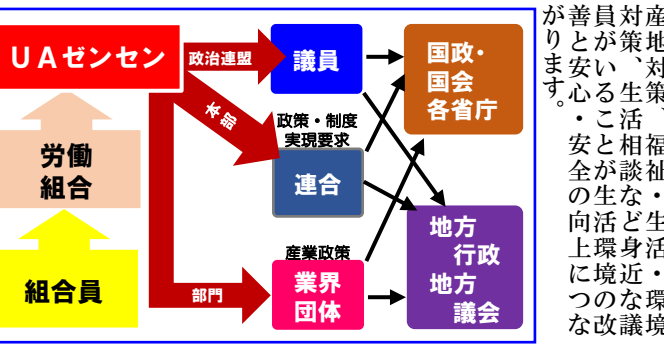
働く者や生活者が優先される社会の実現

働く環境、労働条件、仕事と家庭の両立、育児・介護、子供の教育、安心・安全な住みよい環境等々

産業政策	政策実現のためには強い政治力が必要！	労働政策
産業構造の改善 社会的地位向上		労働法制の整備 安心・安全社会
経済政策		社会政策

労働組合は、働く者の生活をより豊かにするために活動している

政治活動により、働く者や生活者の生活を改善するための活動です。政治活動は、労働組合が政治活動に取り組み、労働条件の改善や労働環境の向上、税金や年金・社会保険の改定などを通じて、働く者の生活を改善し、働く者や生活者が優先される社会の実現を目指します。



政策・制度要求のためには組織内議員を擁立します

政治活動により、働く者や生活者の生活を改善するための活動です。政治活動は、労働組合が政治活動に取り組み、労働条件の改善や労働環境の向上、税金や年金・社会保険の改定などを通じて、働く者の生活を改善し、働く者や生活者が優先される社会の実現を目指します。

政治活動により、働く者や生活者の生活を改善するための活動です。政治活動は、労働組合が政治活動に取り組み、労働条件の改善や労働環境の向上、税金や年金・社会保険の改定などを通じて、働く者の生活を改善し、働く者や生活者が優先される社会の実現を目指します。

参考：UAゼンセン政治局 政治活動テキスト<職場用>より抜粋

組合活動と政治活動・政治資金の基本

選挙運動期間中の留意点

政治活動の日常化・組合員への周知活動として組合機関紙（誌）は有効な情報媒体です。しかしながら、記事内容に「選挙運動3要素」が含まれると公職選挙法に抵触しますのでご注意ください。

選挙運動3要素のNG

次の3つの要素をすべて満たした記事は、公示後にかかわらず、機関紙誌に掲載することができませんのでご注意ください。

- 1. 特定の議員選挙において
- 2. 特定の議員候補者を当選させるために
- 3. 選挙人にはたらきかける、行為

組合活動と政治活動・政治資金の基本（コンプライアンス）問題 合法は○、違法は×印を記入

1	公示前に組合の夏祭りの行事のために組合費（飲食費、会場費）を使った。その時に組織内議員が参加し一般的な挨拶をした。	15	選挙期間中、休暇を利用して労務者としてポスターを貼りをした組合員が日当5,000円と交通費実費を選挙事務所からもらった。
2	組合の政治活動（国会見学）のために組合費（旅費、宿泊費、会費）を使った。	16	選挙期間中、選挙運動の一環として行われた早期の街宣活動に参加した組合員にお礼として個人で朝食をご馳走した。
3	公示前に仕事で訪問した家で、支援する候補者への投票のお願いをした。	17	選挙期間中、休みの日に候補者主催の個人演説会の会場づくりのお手伝いをした組合員が、選挙事務所から日当として1万円支給された。
4	告示前に組合の組織内議員の後援会の入会活動をした組合員の交通費や食事代に議員の後援会（政治団体）費用を使った。	18	休暇を利用して選挙カーのウグイス嬢をした組合員が日当1万円と交通費の実費を選挙事務所からもらった。
5	選挙期間中、組合の夏祭りの行事のために組合費（飲食費、会場費等）を使った。その時に議員候補（組織推薦）が参加し選挙のお願いの挨拶をした。	19	選挙期間中、労働者として雇ったアルバイトの学生に、本人了解のうえ電話選挙活動をしてもらい、約束した額のアルバイト料を支払った。
6	選挙期間中に候補者の個人演説会に参加した組合員に交通費と動員費を組合費から支給した。	20	公示後の選挙期間中、昼休みにみんなで組合の電話で電話選挙運動をした。（電話料は組合費で支出）
7	選挙期間中にインターネット上の自分のブログに、支持する候補者の写真を張り付けて、投票を呼び掛けた。	21	公示後、組合の会計から選挙事務所へ陣中見舞い（寄付）をした。
8	選挙期間中、組合の要請で組織内議員候補の選挙活動の手伝いをした組合員の交通費や食事代に組合費を使った。	22	公示前、選挙区の講演会関係者の葬儀に組織内議員にの代わりに出席し、組合の経費から組織内議員名の香典を受付で渡した。
9	選挙期間中、組織内議員の選挙活動の手伝いをした組合員の交通費や食事代に議員の後援会（政治団体）の費用を使った。	23	政治団体（政治連盟）から組織内議員本人に選挙のために現金の寄付をした。
10	選挙期間中、試合の要請で組織内議員の選挙活動の手伝いをした組合員に昼食とし1,000円の弁当が選挙事務所から支給された。	24	労働組合の所有車を組織内議員に無償で貸し出した。
11	選挙期間中、組合の要請で組織内議員候補の選挙活動の手伝いをした組合員に組合の活動旅費規程にそって日当を選挙事務所が支払った。	25	選挙運動の関連経費（交通費・食費）を組合の会計から出した。
12	公示後、選挙関係のオルグの帰りに委員3人で行きつけの居酒屋で割り勘で一杯飲んだ。	26	組合のボウリング大会終了後の懇親会費用を全額組合が負担した。
13	その席にちょうど職場の後輩に来たので、「ちょうどよかった、いい時に来たな、一緒に飲もう。今度の選挙頼むよな、君のところは3人だから3票頼むよ。今日は俺のおごりだ」と言って乾杯した。	27	組合の組織内議員への寄付を会計や友好労組に依頼し、寄付を受けた。
14	選挙の公示の日「出陣式」に行くように委員長に頼まれ、勤務中だったが、上司からも許可が出たので、仕事で外へ出たついでに選挙事務所に寄って「出陣式」に出た後、電話による選挙活動を手伝った。	28	政治団体への寄付を会社や友好労組に依頼し、寄付を受けた。
		29	公示1カ月前に政治団体の費用で携帯電話を5台契約し、選挙期間中、組織内候補の投票依頼の電話による選挙運動に使用した。
		30	外国籍の友人がボランティアで選挙活動を手伝ってくれるというので、選挙期間中に電話選挙活動をしてもらった。

■組合活動と政治活動・政治資金の基本（コンプライアンス）解答

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
○	○	×	○	×	×	○	×	×	○	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	「選挙運動は、ボランティア活動で」の認識に注意！！									
×	×	○	×	×	○	×	×	○	○	★選挙運動をする人は、ボランティア活動が原則で、報酬を受け取ることができません。									